

「(仮称) 車力風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 車力風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」）を作成し、当該方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）公表します。

つきましては、環境影響評価法第 7 条の 1 に基づき、本日 8 月 28 日より関係自治体庁舎において、方法書及び要約書の縦覧を行います。

1. 方法書等の縦覧

(1) 縦覧場所 つがる市役所 本庁舎（企画調整課）及び車力出張所
五所川原市役所 本庁舎（環境対策課）、市浦総合支所及び金木総合支所
中泊町役場本庁舎（総合戦略課）

(2) 縦覧期間 平成 30 年 8 月 28 日（火）～平成 30 年 10 月 1 日（月）
（土曜・日曜・国民の祝日を除く開庁時）

※当ウェブページにて方法書及び要約書を平成 30 年 8 月 28 日から平成 30 年 10 月 1 日まで閲覧することができます。

2. 意見募集

方法書及び要約書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・方法書及び要約書について環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函（平成 30 年 10 月 16 日（火）まで）
- ・事業者へ郵送（平成 30 年 10 月 16 日（火）消印有効）

〒105 - 0003 東京都港区西新橋一丁目 4 番 14 号 物産ビル
日本風力開発株式会社 宛

【問い合わせ先】 日本風力開発株式会社 [担当] 東間、江口
電話 03-3519-7481（平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

以上